

お知らせ

令和7年4月1日より国の健康保険法等の規定に基づき、
入院時の**食事標準負担額**が下表のように**変更**になります。

ご理解の程、宜しくお願い致します。

※全医療機関共通の負担額変更となります。

所得区分		食事標準負担額（1食あたり）	
70歳未満	70歳以上の高齢者	令和7年3月まで	令和7年4月から
一般	現役並み	490円 ※	510円 ※
	一般		
低所得者	低所得者Ⅱ	90日までの入院	240円
		90日目以降の入院 （長期該当者）	190円
該当なし	低所得者Ⅰ	110円	110円（変更なし）

※ 指定難病患者様または小児慢性特定疾病児童等、一部例外を除きます。